

「国際交流員による『ふくしまの今』発信事業」委託業務 仕様書（案）

1 業務内容

本県の国際交流員（以下、「交流員」という。）が、海外の視点から発見した福島の魅力や福島で暮らす人々の日常、そして東日本大震災から復興する現在の姿を取材し、SNSを通じて国内外に発信することにより、「ふくしまの今」を正確に伝え、共感の輪を広めるとともに、風評払拭を図り、さらには海外から本県への来県を促進する。

（1）県内取材

- 受託者は、令和7年4月から令和8年3月まで年間計21回以上の取材計画を作成し、福島県（以下、「県」という。）の承認を得て取材を実施することとする。1日に複数のスポットを回る場合でも1回分とする。
- 年間21回以上の取材のうち宿泊を伴う取材を3泊分（1泊2日を3回）行うこととする。ただし、宿泊を伴う取材の場合には1日を1回分として数え、1泊2日の取材の場合は取材2回分と数える。
なお、宿泊取材については必ずしも宿泊施設の取材を要するものではなく、行程に宿泊を伴うものであればよい。
- 取材先の選定については、有名な観光地だけでなく、日本の地域文化に関心のある外国人にとっても効果的なものになるよう、ローカルなスポットについても取り上げること。
- 年間21回以上のうち4回は、県内で活動する外国人等のインタビュー取材を実施することとする。インタビューについては交流員がを行い、記事を作成する。
- 受託者は県の意向を聞きながら、交流員が海外の視点から発信するのにふさわしい取材先を選定し、アポイントなど現地との調整や手配等を行う。取材は交流員とともにを行い、取材後には交流員が作成する記事のための打ち合わせを受託者と交流員が行うこととする。なお、受託者は取材において統括するディレクターを1名以上現地に派遣し、対応するものとする。
- 受託者は取材車両を手配し、交流員が同乗することができるものとする。なお、事故が発生した場合は、受託者の責任の下で対応を行い、県に速やかに報告するものとする。
- 取材に係る一切の経費（入館料、拝観料、飲食、必要に応じカメラマンの手配等）は全て委託料に含むこととする。ただし、記事掲載に関わるもの以外の交流員の食事代、交通費、宿泊費は対象外とする。

（2）SNSでの情報発信

受託者は令和7年5月から令和8年3月第2週目まで毎週1又は2回（年間合計50回以上）SNSでの発信を行うこととする。

SNSでの発信に当たっては、（1）の県内取材で撮影した写真等を活用（ただし、令和7年4月は県より支給するものとする。）し、交流員と内容

を調整の上、交流員が作成した英語と日本語を併記した記事を Facebook・Instagram の 2 媒体に投稿する。ただし、県内で活動する外国人等のインタビュー取材に関する記事については、受託者が日本語の記事を作成し、投稿することとする（英語への翻訳は不要）。

- 年間 8 回は、記事に代えて 1 分以内の動画を作成し、投稿することとする。
- Instagram の投稿の際には、ストーリーズも併せて投稿することとする。
- 記事は、単なる情報発信にとどまらず閲覧者の増加や記事の引用等につながるような手法を企画提案することとする。
- 海外からの来県を促進するものになるよう、来県に役立つ情報を補足して掲載するなど工夫すること。
- 運営対象の SNS は以下のものとし、県の公式アカウントを利用することとする。

Facebook	https://www.facebook.com/FukushimaToday.official/
Instagram	https://www.instagram.com/fukushima_today/

- 記事や動画に掲載する英語については、県のネイティブチェックを受けることとする。
- SNS で本業務の中で投稿した記事等への問い合わせが来た場合、受託者は回答案を作成し、県と調整の上、回答することとする。
- 受託者は SNS のログデータ解析を行った上で閲覧者やリアクションの分析を毎月行い、翌月 7 日までに前月の分析内容を県に報告し、分析を基に有効な投稿内容を提案することとする。
- 新規フォロワー獲得のため、広告掲載を実施すること。
- 欧州からの新規フォロワー獲得のために、有効なフォロワー参加型のプレゼント企画を提案し、年に 2 回以上実施することとする。

(3) その他

SNS で発信した写真及び記事、イラストに係る著作権は県に帰属する。

2 成果品

上記仕様により実施した業務の内容を取りまとめた資料を書面及び PDF データで、令和 8 年 3 月 12 日（木）までに福島県国際課に提出することとする。